

# 一般社団法人京都陸上アカデミー 規約

## 第1条（名称）

- ・本教室は、一般社団法人京都陸上アカデミーと称し、京都陸上アカデミー事務局およびコ  
ーチが運営をするものとする。

## 第2条（所在地）

- ・当教室は事務局を京都市内におく。

## 第3条（目的）

- ・当教室は、陸上競技を中心とした運動競技全般の技術向上及び普及に務めると共に、総合  
型地域スポーツクラブとして活動し、スポーツ活動の振興を図り、子どもから高齢者までス  
ポーツをより楽しめる環境を提案し、多世代に渡るコミュニケーションの確立と、地域の  
人々の健康、体力増進に寄与する活動を行うことを目的とする。

## 第4条（構成）

- ・当教室は、京都市内に居住する小中学生を中心に、保護者層や高齢者など多様な世代で  
構成する。

## 第5条（入会資格及び手続き）

- ・当教室に入会できる者は、本規約に賛同した者とし、スポーツを行うに適した健康状態  
であり、当教室が入会に適すると認めた者とする。又、親権者の許可を条件とし、所定の  
入会申込用紙及び誓約書に必要事項を記入捺印し、提出する事とする。

## 第6条（遵守事項）

・当教室の活動に参加する者は本規約を遵守すると共に、会場での諸規則に従うものとする。

## 第7条（保険）

・会員は入会と共にスポーツ安全保障保険に加入となる。加入手続きは当教室が行い、保険料負担は会員が負うものとする。傷害事故の場合における補償は加入する保険会社の約款通りとなる。

## 第9条（免責）

・会員は、当教室における盗難、傷害その他の事故について、当教室に対し何ら損害賠償を求めないし、当教室は賠償しないものとする。

## 第10条（付則）

・本規約に関する事項又は本規約に定めのない事項について、細則を定めることができるものとする。尚、本規約の変更について当教室より変更内容通知後又は、新会員規約を送付後に教室に参加した場合、本規約に関する変更事項及び新会員規約を承認したものとみなす。

## 第11条（入会金及び会費）

入会金及び会費は、次に掲げる額とする。

### （1）正会員（社員）

入会金 年 500円 年会費 500円

### （2）一般会員

かけっこエンジョイクラス 入会金 年 5,000円 会費 1回 1,100円

トータルスポーツクラス 入会金 年 5,000円 会費 1回 1,650円

陸上アカデミー 入会金 年 5,000円 会費 1回 2,200円

健康体操・ピラティス教室 入会金 年 1,000円 会費 月 100円

### (3) 賛助会員

①個人 一口 5,000円(年)

②団体 一口 10,000円(年)

### 第12条(発効)

- 本規約は、2024年4月1日より発効するものとする。

一般社団法人京都陸上アカデミー 代表：平田優

# 一般社団法人京都陸上アカデミー 細則

## 第1条（会費等）

1. 当教室では、道具の購入・練習場所の使用・試合等への参加・遠征・ユニフォームの購入など必要な経費に当てるため会費を徴収する。会費を納め、会員となり教室を受講するものとする。当教室を受講するものを「会員」、会費を納めず当教室を受講する者を「非会員」と定める。
2. 教室に参加する者は、会費を所定の期日迄に納入するものとする。一旦納入した各費用は、不可抗力による場合を除いては返金しないものとする。
3. 会員が年度を越えて継続を希望する場合には、更新をするものとする。

## 第2条（費用支払方法）

1. 本規約に基づく会費の支払い方法は、原則振込とし、振込手数料は会員が負担するものとする。（口座を持っていない場合は事務局へ相談すること）
2. 残高不足などで引き落としができなかった場合、事務局からご連絡後2週間以内に翌月15日までに指定の金融機関への振込をするものとし、振込手数料は会員が負担するものとする。
3. 振込による支払いが難しい場合は、現金による支払いも可能とする。

### 第3条（届出事項の変更）

・会員は、当教室に届け出た氏名、住所電話番号等について変更があった場合、所定の届出用紙により遅滞なく当教室に届け出るものとする。尚、前途の届出がないため当教室からの通知または送付書類、その他のものが延着または到着しなかった場合については、通常期日に到着したものと見なし、当教室は責任を負わないものとする。

### 第4条（入会）

・入会は原則として必要書類の提出、その時に必要な会費の納入後、事務局より入会手続き完了の連絡をすることとする。事務局より指定した日が受講開始日となり受講開始となる。年度途中の入会の場合、月途中の入会も認める。

### 第5条（退会）

1. 会員が、自身の都合により退会する場合は、所定の届出用紙により退会を希望する月の前月20日までに当教室に退会届を提出し、当教室の承認を得るものとする。

2. 退会を希望する月の前月20日までに退会届を提出されていない退会希望者は、退会希望月に発生した会費を支払うものとする。

3. 退会した会員が再入会する場合、再入会手数料として5000円（消費税含む）を支払うものとする。

### 第6条（休会）

1. 休会は、ケガや入院、身体的理由のみとし、自己都合での休会は認めないものとする。会員が都合により休会する場合は、所定の届出用紙により、休会を希望する月の前月20日までに当教室に休会届出を提出し、当教室の承認を得るものとする。ただし、当教室活動中

に負傷し 1ヶ月以上休む場合はこの限りではなく、所定の届出用紙により速やかに当教室に  
休会届出を提出し、当教室の承認を得るものとする。

2. 休会を希望するものは、休会を希望する月の前月 20 日までに提出するものとし、休会  
届を提出されていない休会希望者は、教室の参加の有無に関わらず休会希望月の会費を支払  
うものとする。ただし、前月 21 日から前月末日までに当教室活動中の負傷により休会する  
場合はこの限りではない。

3. 休会は 3ヶ月まで行えるものとするが、3ヶ月を越える場合は退会の手続きをするもの  
とする。やむなくそれ以上の休会を希望する場合は、更に 3ヶ月以内の休会手続きを行う。

#### 第7条（復帰）

・休会した会員が復帰する場合は、所定の届出用紙に復帰希望月を記入し、速やかに当教  
室の承認を得るものとする。

#### 第8条（継続）

・会員が年度を越えて継続を希望する場合には、継続手続きを行い当スクールの承認を得  
るものとする。

#### 第9条（負傷時の処置）

・会員が練習時または試合時に負傷してしまった場合には当教室が応急処置を施す。ただ  
し、その後の治療、入院、通院等については各家庭で責任をもって行うものとし、当教室は  
責任を負わないものとする。またトレーニング内容などのクレームも一切、受け付けないも  
のとする。

## 第10条（除名）

・会員（親権者を含む）が、次の事項等に該当するとき、その他当教室が会員として不適格と判断したものに対し、当教室より除名することができるものとする。

1. 本規約に違反したとき又は違反したと判断したとき

2. スクールの名誉と品格を著しく毀損したとき

3. 引き落としによる会費の支払いが残高不足等により3回滞納したとき

4. 会費を滞納し、催促のご連絡後2週間以内にお支払いが確認されないとき。会費を3ヶ月以上滞納したとき

5. いじめや嫌がらせなど、他の会員の迷惑となる行為を行ったとき

## 第11条（休講・閉鎖）

・当教室は、天災地変、社会情勢の変化、その他当クラブの存続を困難とする事由が生じたときは、無条件に休講もしくは閉鎖することができるものとする。

## 第12条（活動期間）

・当教室の活動期間は、原則として毎年4月から翌年3月末までの1年間とする。開催日についてはその都度連絡することとする。また雨天代替については、極力振替日を設けることとするが、その決定及び日程調整は、当教室に一任するものとする。

## 第13条（携帯電話・スマートフォン・SNS等のトラブルについて）

・会員（親権者を含む）に携帯電話・スマートフォン・SNS等のトラブルが発生した場合について、各家庭で責任をもって指導と問題解決を行うものとし、当教室は責任を負わない

ものとする。またクレームも一切、受け付けないものとする。